

**「入院時持参薬の管理」
どうしていますか？**



平成 17 年 1 月日本病院薬剤師会より「入院時患者持参薬に関する薬剤師の対応について」として、薬剤師が患者の安全確保の観点から入院時に患者が持参する薬に関し適切に関与するようとの通達がありました。医療安全対策に取り組む上で看護師だけでは困難なことがたくさんあります。何もかも看護師が引き受けるのではなく専門職としての責務を果たすためにも、医療チームとして安全対策に取り組んでいけるよう薬剤部との協力体制が必要です。詳細は、『日本薬剤師会のホームページ』または『病院薬剤師のための業務チェックリスト』をご参照ください。